

付：その1

別表 資格更新に係わる単位表

1. 資格更新に必要な総単位数（5年間で60単位以上）の取得を必須条件とする。但し、海外留学期間中については、それを証明する書類とともに、核医学関連国際学会で取得した単位を充当することができる。
2. 単位取得の対象となる学術集会への参加、学術集会での発表及び学術誌への論文掲載、機関誌の査読についての単位の認定は、次によるものとする。

a) 学術集会参加及び発表の場合

	参加による単位	加算単位		
		筆頭演者	共同演者	教育講演受講
日本核医学会企画				
1. 日本核医学会（学術）総会	15	5	3	5
2. 日本核医学会春季大会	* 15 ** 5			
3. 日本核医学会地方会	5	3	2	
その他				
4. 日本医学放射線学会総会 および秋季臨床大会	10	3	0	
5. 核医学関連国際学会	10	3	0	
6. その他の認定された学術集会	1-10	0	0	

注：核医学関連国際学会には世界核医学会、アジアオセアニア核医学会、欧州核医学会、米国核医学会、北米放射線学会、日韓中核医学会などが含まれる。

同一学会で複数の発表を行っても1回と計算する。

同一学会で複数の教育講演に出席しても1回とする。

\* 春季大会での「核医学基礎セミナー」・「核医学専門医教育セミナー」・「PET 研修セミナー」・「PET 薬剤院内製造セミナー」への参加は15点とする。

\*\* 春季大会での「I-131 (1,110 MBq) による残存甲状腺破壊（アブレーション）の外来治療における適正使用に関する講習会」・「放射性医薬品取り扱いガイドライン講習会」・「PET 認証セミナー / PET 薬剤製造コース」・「PET 認証セミナー / PET 撮像認証コース」への参加は5点とする。

b) 学術論文掲載の場合

	筆頭著者の単位	共著者の単位
1. 核医学および Ann Nucl Med（機関誌）（原著）	10	3
2. 核医学および Ann Nucl Med（機関誌）（原著以外）	6	2
3. その他、核医学に関連した学術論文（原著） 査読制度のある学術雑誌	6	2
4. その他、核医学に関連した学術論文（原著以外） 査読制度のある学術雑誌	3	1
5. その他、核医学に関連した学術論文（原著） 査読制度のない学術雑誌	3	1
6. その他、核医学に関連した学術論文（原著以外） 査読制度のない学術雑誌	1	0

c) 核医学および Annals of Nuclear Medicine 査読の場合

3点とする。ただし、1年間に複数回の査読を行っても1回と計算する。

3. 学術集会の認定基準は別に定める。